

学術総会の演題登録における倫理的配慮について

研究？ 症例報告？

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」では、いわゆる症例報告は研究に該当しないとしている。ただし、以下に該当する場合には、当該機関の方針及び／又は倫理指針に従い倫理審査を受けることを日本精神神経学会は学会員に遵守することを求める。

1. 所属施設・機関における規定等が審査を求めている場合
2. 通常の診療の範囲を超えた治療、検査その他を行う場合
3. 多くの症例から普遍的な特徴を見出し、何らかの一般化可能な知識を生み出すことを目的とすることから倫理指針の適用される「研究」に該当する場合

※日本の法令が適用されない場合は当該地域の規則による。

※日本精神神経学会「倫理審査が必要な『研究として扱う症例報告』についてのガイドライン」
(2023.09.20改訂)

https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/Guidelines_on_Case_Reports_Treated_as_Research_Requiring_an_Ethical_Review_20230920.pdf

研究

国の倫理指針に従う
倫理委員会の承認が必要

学会のガイドラインに従う

日本精神神経学会ホームページ (<https://www.jspn.or.jp/>)
「HOME」>「学会案内」>「研究倫理委員会」(公開エリア)
https://www.jspn.or.jp/modules/about/index.php?content_id=49

※日本精神神経学会「症例報告を含む医学論文及び学会発表におけるプライバシー保護に関するガイドライン」(2023.09.20改訂)
https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/Guidelines_on_Privacy_Protection_in_Journal_Publication_and_Conference_Presentations_Including_Case_Reports_20230920.pdf

※日本精神神経学会「症例報告を含む医学論文及び学会発表におけるプライバシー保護に関するガイドライン Q&A」
(2023.09.20改訂)

https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/QandA_the_JSPN_Privacy_Guidelines_20230920.PDF

症例報告

傷病の予防、診断又は治療を専ら目的とする医療は、この指針でいう「研究」に該当しない。医療従事者が、そうした医療で自ら行ったものにおける患者の転帰や予後等について、例えば
(略)

○他の医療従事者への情報共有を図るため、所属する機関内の症例検討会、機関外の医療従事者同士の勉強会や関係学会、医療従事者向け専門誌等で個別の症例を報告する(いわゆる症例報告)

(略)
等、研究目的でない医療の一環とみなすことができる場合には、この指針でいう「研究」に該当しないものと判断してよい。

※「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイドライン」(令和5年4月17日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087864.pdf>

個人情報保護委員会 ガイダンス

学術研究を目的とする機関・団体に属する者が学術の用に供する

※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(令和5年3月一部改正)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01_iryokaigo_guidance5.pdf